

令和2年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和2年9月17日（木）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和元年度由仁町健全化判断比率の報告
 - 4、令和元年度由仁町資金不足比率の報告
 - 5、令和元年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 令和元年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 令和元年度由仁町水道事業会計決算の認定について
- 8 議案第 1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町文化スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 5号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について
- 13 議案第 6号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 7号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 17 議案第10号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について
- 18 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 19 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 20 議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 21 議案第14号 公平委員会委員の任命について
- 22 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 23 選挙第 1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 24 意見書案
第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 25 意見書案 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教

- 第2号 育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について
- 26 意見書案 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
第3号
- 27 意見書案 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書の提出について
第4号
- 28 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	平 中 利 昌 君
	7番	大 竹 登 君		8番	佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和2年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 大竹君、8番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

早坂議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月14日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の一部改正案4件、令和2年度各会計補正予算案5件、組合規約の変更4件、人事案2件、令和元年度決算認定議案2件の計17件であります。議会提出案件として選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙1件、意見書案4件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計6件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第10号、議案第14号、15号については単独上程とします。議案第11号から議案第13号については一括上程とします。認定第1号、第2号を一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査とします。一般質問については1日目の本日17日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目17日は日程第1から日程第23まで、2日目25日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月17日から25日までの9日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの9日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和2年度7月分、8月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、3の令和元年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和元年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、4の令和元年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和元年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、5の令和元年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願ひます。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和2年第2回定例会以降の行政事務につきましてご報告をいたします。

第1点目は、特別定額給付金の給付結果についてであります。国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきましては、当町の申請期限であります8月14日までに全ての町民が給付金を受けられるよう取り組んできたところであります。5月15日に申請書を郵送して以降、広報による周知をはじめ、未申請の世帯に対して連絡を重ね申請書の提出を積極的に干渉した結果、8月11日をもちまして給付対象の2,403世帯、5,015人全ての申請受付が終了し、8月25日に給付金の銀行口座振込が完了したところであります。これによりまして当町の申請割合は100%となり、交付総額は辞退者4人を除いた5億110万円となったところであります。

第2点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで9月1日現在2,777件、4,829万円となっており、昨年度の同時期と比べますと件数では1,218件の増、金額では824万円の増となっております。増加の要因といたしましては、返礼品の充実や積極的なPR活動により当町の品質のよい魅力あるものが寄附者に定着していることに加え、コロナ禍で常備ができ、健康食品として注目度が上昇しているオートミールが特に多くの申込みをいただいております。食卓において新たに定番となりつつある加工食品の需要が高まっていることが要因として考えられるところであります。今後もさらなる寄附金の増額を目指して由仁町をPRするとともに、返礼品の新規発掘と確保に努めてまいります。

第3点目は、主な農作物の生育状況についてであります。今年は、降雪も少なく、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。水稻につきましては、田植期以降天候に恵まれ、6月下旬は低温、日照不足傾向となったものの、7月上旬以降天候が回復したことから、農林水産省が公表いたしました8月15日現在の作況は北海道及び南空知でやや良と見込まれており、畑作物についても一部生育が遅れている作物があるものの、おおむね順調に進んでいるところであります。空知農業改良普及センター空知南東部支所による9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、水稻については生育は平年並み、穂数、稲穂の数であります。平年よりやや多い状況となっております。また、由仁町米麦改良協会が9月1日に行った稔実調査では、作付品種などにより若干の差はありますが、総もみ数は平年を6%上回る1平方メートル当たり3万2,925粒、不稔割合は平年並みの8.6%、稔実もみ数は平年を6%上回る見込みとなっております。秋まき小麦につきましては、登熟は順調に進み、穂数は平年以上となり、収穫作業は終了しております。そらち南農業協同組合によりますと、製品単収は昨年をやや上回る8.6俵となり、品質については全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましては、製品単収は平年並みの6.9俵、品質につきましては全量1等となる見込みであります。バレイショにつきましては、6月以降干ばつ傾向で推移したことから球数が少なく、肥大が進まなかったことから、総収量は平年を下回る見込みであります。なお、既に収穫作業が始まり、共選は7月30日からの開始となりました。てん菜につきましては、草丈、葉数、葉っぱの数であります。葉数及び根周、根の大きさであります。根周は平年をやや上回っており、生育も順調に進んでおります。大豆につきましては、草丈は平年よりやや短く、着莢、さやのつき方であります。着莢は平年並みとなっておりますが、ほ場間の差が大きくなっておりま

す。タマネギにつきましては、7月末から収穫作業が始まり、球の大きさは平年よりやや小さいものの、収穫量は平年をやや上回る見込みとなっております。間もなく水稻の収穫作業も本格的に始まります。今後の天候が心配されるところでありますが、いずれの農作物についても順調に収穫を終えますことを願うところであります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の第1太田線道路改築工事は8月26日に着工し、現在工事の準備中で、本年12月21日に完成の予定となっております。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川地区管路・処理施設第5工区工事は、7月31日に着工し、現在設備機器の製作などを進めており、進捗率は10%、来年3月5日に完成の予定となっております。次に、水道事業のヤリキレナイ川改修支障水道管布設替工事は、8月5日に着工し、現在仮設水管橋の製作を進めており、進捗率は15%、来年3月19日に完成の予定となっております。山柵地区配水管布設替工事は、8月25日に着工し、現在材料の手配中で、本年12月21日に完成の予定となっております。

行政報告は以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和2年第2回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告をいたします。

小中学校の運営状況についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い小中学校の臨時休業措置を取ってまいりましたが、6月1日から再開したところであり、様々な面で感染防止による制約はあるものの、子供たちは元気に通学を行っております。2月から5月の間46日間を休業しており、これにより失われた授業時間を確保するため、当初計画していた学校運営計画の変更を余儀なくされております。計画を変更した主な内容といたしましては、小学校では運動会の規模縮小、学習発表会の中止、中学校では体育大会、学校祭の規模縮小、中体連大会の中止など学校行事関係のほか6時間授業日を増やす対応や、夏休みの期間を小学校では16日間、中学校では9日間と大幅に短縮しながら授業時間の確保に当たったところであります。修学旅行は、実施時期を秋へ変更し、小学校では今月2日から、中学校は旅行先を道内と変更を行い、今月30日から函館方面と今年開業した白老町のウポポイを旅行先として実施する計画としております。また、2学期からは、これまで控えていた小学校の2学年合同で行う清掃活動や、小中学校ともに授業等における班学習、保護者参観及び懇談なども感染対策を講じながら再開する予定としております。

なお、毎年全国で実施されている全国学力・学習状況調査と全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、今年度は中止となっております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、4名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、町立診療所の今後の運営についてお尋ねをいたします。

町立診療所の運営につきましては、このコロナ禍においてスタッフの皆さんは大変なご苦勞をなされているものと感謝をしている次第であります。先般当町議会と診療所医師、職員との間で懇談会が開かれ、大変有意義な意見交換がなされたと考えております。その中でも明らかになってきているように、訪問診療等で著しい経営改善がなされている一方、老健施設におけるベッド稼働率の低下や建物の老朽化による維持管理費の非効率化など、現状経営の延長線上では対応し切れない課題も浮き彫りになってきております。コロナ感染拡大による対策費の増大や患者の診療自粛の影響も少なくないものと考えます。こういう状況を踏まえ、今後の経営改善に向けた町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 町立診療所の今後の運営について、大竹議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、院内感染の心配から患者の受診控えや感染者への対応に伴う病棟閉鎖など、これら様々な要因により病院及び診療所では診療収入が大きく減少し、経営困難な状況にあるとの報道がなされ、それに伴う医療崩壊のおそれも問題視されているところであります。町立診療所では、平成30年度から訪問診療を始め、在宅医療を中心とした経営改革に取り組み、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、一般外来は受診控えや電話再診の増加による収入減の影響を受けたものの、訪問診療では順調に患者数を伸ばすことができ、また入院病棟の稼働率も3月から5月では75%以上を保ち、町立診療所全体ではこの感染症による経営面での大きな影響は受けていない状況となっております。

議員ご質問の今後の町立診療所の経営改善につきましては、まずは現在進めております訪問診療、訪問リハビリによる在宅医療を基軸とした取組をさらに進め、収益の拡大に努めてまいります。なお、そのための医師、総合診療医や看護師などの医療従事者の増員は不可欠なことから、その確保にも取り組んでまいります。また、空知南部医師会や近隣関係機関とも連携を図り、南空知圏域における在宅医療サービスの充実に向けた事業を医療提供体制の強化を図りながら取り組み、町立診療所の経営改善を進めてまいります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） コロナの影響下で、ほかの病院では相当影響を受けていると聞いて

ておりますけれども、由仁町の場合影響を受けていない。際立った成果があるのかなど、そのように考えます。そこで、1点目は、経営全体の中で改善されているとはいえ、依然として一般会計からの繰出しがかなり多い。経営改善、例えば訪問診療によって、1つ目には赤字がどの程度縮小されていくという、そういう見通しを持っているのか。

それから、2つ目は、3階の老健施設ですけれども、稼働率が低いということがあります。施設の性格上、中間施設として基本的には3か月程度、いわゆる在宅までの一定期間を見るということですので、そういう制約の中で、しかも老健としては認知症の問題が今後の課題とされているのですけれども、建物が老朽化して、施設の構造上、認知症患者なんかを一定期間受け入れてもらいたいという家族からの要望があっても受け入れ切れないという、そういう制約等があると思います。それで、将来ともにこの老健施設をどう運用していくのか、別な施設とかベッド数の縮小等経営改善に向けた検討を始めていくべきではないかとも思いますけれども、その辺をどう考えているか。

それから、もう一点は、建物全体が非常に老朽化しているわけでありまして、恐らく建て替え等をするとなれば最低でも10億から十数億の経費がかかる。財政難の状況の中では、このまま放置しても限界が来るし、建て替えをするとしても金をどうするかという問題が生じてくると思います。それらについても検討を始めていると思われましても、今後に向けた方策についてどの程度現在検討されているのか、今後の見通しを含めてお話をさせていただければと思います。

以上であります。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

まずは、大竹議員をはじめ議会議員の皆様におかれましては、町立診療所の医師との懇談を踏まえまして、診療所の医師の町内における医療に対する熱意というのは十分お分かりをいただけたのではないかなどというふうに理解をしているところでございます。

経営全体での改善ということで、1回目のご質問のほうで町立診療所のことについてお話をさせていただきました。現在も一般会計から多額な繰入れを行っておりますが、こちらのほうは介護老人保健施設、老健施設のほうに対する繰入れが大変多い。もう一つは、ご指摘の町立病院の躯体、建物の維持補修に関する一般会計の繰入れが非常に多くなっているというのが現状でございます。これら全てを事業展開から得られる収入をもって進めるということは大変難しいと考えておりますので、金額の大小にかかわらず、ある程度は一般会計からの繰入れを続けなければならないと考えているところでございます。

2点目でございますが、介護老人保健施設、ひだまりでございますが、これまで診療所を含めた施設全体の感染防止対策といたしまして、国の緊急事態宣言が解除されるまで新規の入所者の受入れをしないという方針としたため、前年と比較いたしまして平均3名から4名の入所者の減ということで、10名弱の利用となりました。このことから収入が大幅に減少しているところでございます。介護老人保健施設の入所利用につきましては、私どもの老健施設に限らず、この類いの施設であります特別養護老人ホームの待機者も減少傾

向にあるというふうに向っております。新規に入所いたしましたとしても特別養護老人ホームへの移行期間が短くなりまして、結果的に介護老人保健施設への入所者がなかなか増えていかない状況になっているところでございます。また、南空知圏域に限らず道央圏も含めまして、近隣でのサービス付高齢者住宅、俗に言うサ高住と言われるものでありますが、サービス付高齢者住宅が増加していること、大きな病院、総合病院など他の医療機関でリハビリ機能が充実されたことによりまして1つの医療機関で完結することが増え、かつてのように病院と在宅のつなぎ、中間施設という役割にも変化が生じてきているのではないかと考えているところでございます。

開設いたしましたまだ2年半という短い期間でひだまり、この施設のあり方を判断するのは私は時期尚早と考えておりますが、当由仁町の高齢者の人口もピークを迎え、今後少しずつ減少に転じていくものと予測しているところであります。議員ご質問のとおり、そこで現在策定に向けて準備を進めております第8期となります介護保険事業計画におきまして介護老人保健施設ひだまり、そして現在指定管理で社会福祉協議会に委託をしております特別養護老人ホームほほえみの家につきまして、需要動向を調査分析しながら、継続、再編あるいは廃止などを含め、これらの施設のあり方を地域包括システムの構築を踏まえながら検証を続け、今後の経営改善に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

3点目の建物をどうするかということでございますが、建物の改築、更新あるいは新築につきましては、これは町立診療所だけの問題ではございません。現在の財政状況に鑑み、直ちに更新するという状況にはありませんが、この病院のいわゆるハードの部分、建物をどうするかということにつきましても併せて検討を進めなければいけません。その前に町立診療所に、まずは町民のための医療機関としてこれからもベッドを残していくのか、入院機能を有する医療機関として存続するのか、あるいは先進的な自治体で、入院機能を残さない診療所として存続するのか、そういった議論もこれから進めていかなければならないと考えているところでございます。現在のところいろいろな方々から町立病院を建て替えたほうがいい、あの古い医療機関では修繕、これにお金がかかるばかりで、早急に建て替えたほうがいいというような声も寄せられておりますが、入院機能を残して病院を建て替えるということになりますと1ベッド当たりの金額が相当な額になります。そういった点も踏まえましてこれから検討を重ねてまいりたいと考えております。まずは、さきにお答えをいたしましたとおり、現在進めております介護保険事業計画におきまして対象者にアンケート調査を実施いたしますので、需要動向をしっかりと把握していきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 基本的にはいろいろ苦勞され、努力されているということについては理解をいたしました。ただ、最後の老健の中で、建物をどうするか、それから入院を残すかどうか、非常に難しい課題もあります。聞くところによりますと、栗山日赤病院の建て替えというか、改修等も報道されております。今後ますます近隣の病院との役割分担、

それぞれの果たす役割等を連携を密にして考えていかなければ、町長が言われているように入院を残さないとしても、そうなると救急体制なんかはどうするか。それらなんかも近隣で受けてもらえるというようなことになれば、相当改善もされ、今後の方向性も明確に絞り込めるのかなという感じもします。そういうことで、今後のあり方につきましては、今後さらに連携を含めて検討されることを求めるものであります。

それと、非常に大事な課題でありますので、必要に応じて総合的な医療福祉計画と併せて検討の進捗状況等について、今後定期的にも議会へ報告していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○3番（早坂寿博君） 私は今回、不妊、不妊治療に対するケアについて町長にお伺いいたします。

近年、ライフスタイルの変化などから、晩婚化が進むと同時に、不妊の悩みを抱える方や不妊治療を受ける方も多くなっているとお聞きします。不妊は、他人や友達、そして母親にさえも相談しにくいものだそうです。不妊に対するケアが必要ではないでしょうか。また、特定不妊治療助成費制度のほかに、給付内容に上乘せして助成金を出している市町村もあるそうです。由仁町も独自の助成制度が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 不妊、不妊治療に対するケアについて、早坂議員のご質問にお答えをいたします。

依然として少子高齢化に歯止めがかからず、厚生労働省が実施する人口動態統計では、令和元年度の全国の出生者数は調査開始以来過去最少を記録し、合計特殊出生率も1.36と前年を下回っております。この背景には、議員ご指摘の晩婚化や高齢出産が増え、妊娠しづらくなっている方が増えてきていることも影響しているのではないかと考えているところであります。また、当町の出生数を見ますと、10年前の平成22年では33人、今年度においては16人の出生見込みとなっており、減少傾向が続いているところでありますが、これまで保健福祉課において不妊に関する相談を受けた実績はほとんどなく、現に不妊の悩みを抱え治療を受けられている方がどの程度いるのか、実態を把握することは現行の制度上大変難しいところであります。

町といたしましては、今年度から新たに妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを健康元気づくり館内に設置したところであり、保健師が子育て世代からの様々な相談に応じ、町民に寄り添った支援を行っているところであります。また、北海道におきましても、保健所のほか、不妊専門相談センターを設置し、医師や助産師などの専門家が相談に応じるといった体制を整えておりますので、これら相談窓口の周知啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

不妊治療につきましては、保険適用外の体外受精などの治療方法が進歩しておりまして、

高度な技術が伴うため、治療費も高額になると聞いております。そのため国は不妊治療に対する助成制度を設けており、北海道が実施主体となって一部拡充しながら事業を実施しているところであり、さらに、議員ご指摘のとおり、他の市町村におきましても独自の助成制度を構築している、そのような自治体が道内にもあると聞いているところではありますが、当町における独自の助成制度につきましては、財政状況や他の市町村の制度内容と実績、さらには国の動向なども注視しながら調査検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 私も少し調べさせていただきました。全国に治療を受けている方は約47万人いるそうです。当町におかれましては、先ほど町長が答弁されたように、何人の方が不妊治療を受けているのか私も全然分かりません。今回この質問を出した背景には、町内に住むある人から、ちょっと前に議員さんに相談しようと思ったのですけれども。うちの娘が不妊治療を受けて3年、4年たつのですけれども、不妊治療の金額がかさむため、私もさっき質問内容に入れました上乘せしている、助成金を出している町村に引っ越し、転居を考えているという言葉をお聞きしました。現在由仁町におきましては、人口減が加速しております。その中で、こういう形の中で由仁町を離れてほかの町村へ転居するということをお聞きしまして、由仁の財政厳しい中ではありますが、何とか考える必要があるのかなと思って今回一般質問をさせていただきました。

医療費の関係なのですけれども、今町長も答弁されたように、全額保険適用になるわけではありません。高度不妊治療以外の初診的な形の中の医療費に関しましては、そんなに高くないと言ったら語弊が出るのですけれども、簡単な治療法でいけば妊娠するまでに8万5,000円だとか、また人工授精につきましても、すぐ妊娠するとは決まっていませんけれども、8万二、三千円の金額で済むそうです。1回で着床すればそれで済むのですけれども、不妊治療に当たりましては最低でも初診から1年ぐらいたってからやっと治療の方向づけというか、どのような形の中で治療をすればいいかが分かるのに1年かかるそうです。それまでにこの金額的なものを全部使ってしまう。その後順次治療にかかるわけなのですけれども、1年たってからこれでは駄目ですねという形の中で高度医療治療、体外受精だとか顕微授精だとかが始まりますと、体外受精で140万、150万ほど、顕微授精になるとちょっと安くて113万円なのですけれども、これに対しても特定不妊治療費助成制度がありまして、1回15万円までの助成が受けられまして、40歳未満の方でしたら6回、43歳未満の方は3回助成が受けられることになっておりますが、これは高度医療不妊治療を受ける方が特定不妊治療費助成を受けられるだけであって、普通の一般治療ではこの助成は受けられないことになっております。先ほど言ったように、町から転出、また引っ越しを考える方は、経済的にも不安になるために助成のある町村に引っ越そうと考えるのではと思っております。その点を踏まえてもう一度町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） さきの答弁で申し上げましたが、この助成については、議員もご承知だと思いますが、昨日の夜の新政権の記者会見で、保険適用を実現するということを新しい総理大臣が記者会見の中で言うておりましたので、まずは先ほどお答えしたとおり、先進事例、それから保険適用がどういう形になるのかということをしつかりと見極めて私どもの町の対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

直接は関係ないのでありますが、少子化の問題というのは非常に大きな問題でございます。不妊治療だけではなく、様々な少子化に対する助成、支援、貸付け、いろいろな案件がございます。そのときに必ず出てくるのが、ほかの町に転出するということであります。残念ながら由仁町として、現在いろいろな自治体で取り組まれている少子化対策、これら全てに助成する、あるいは対応するというのは不可能であります。だからといってどうぞ由仁から出ていってくださいということも申し上げることはできません。由仁町は由仁町の身の丈に合った今できる支援策しか進めることができませんが、国がこれから進めようとしている保険適用の内容をしつかりと見極めて考えていきたいと思っております。

それでは遅いのではないかとというふうに言われるのですが、仮に保険適用になってもいろいろな問題が出てくると思います。保険適用になるということは、保険の適用にならないところの負担が出てくるわけでありまして。保険適用になれば当然、高額療養費の対象にもなると思います。大きな金額に関しては高額療養費の貸付制度の対象になると思います。現行の制度では、750万だったと思いますが、750万の所得制限がある。この所得制限も保険適用になったときに引き継ぐのかどうか、いろんな問題が出てくると思います。実施している市町村を見てみますと、所得制限を撤廃している自治体もあります。あるいは助成回数を制限している自治体もあります。そういうところをしつかりと私ども調査を重ねまして、検討していきたいと思っております。助成を望まれているご夫婦には残念な答えになってしまうかも知れませんが、現在のところはそのように進めていくという考えでございます。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 由仁町においては、妊娠、出産、子育てに関しては手当がありますが、妊娠までの間の手当て、ケアが少ないと思っております。今言われましたように、当時の菅官房長官が9月8日の自民党の総裁選の立会演説会で、出産を希望する世代を広く支援するため、不妊治療への保険適用を実現するとの発言でした。明るい兆しではあります。調査に時間がかかり、適用開始までには早くも2年以上かかると菅さんは話しております。この発言後、全国で治療を受けている方々からインターネットなどで反応が続出したようです。保険適用になるのならもう少し頑張るなどの意見があったそうです。今ほど町長が言われましたように、総理大臣になられた菅さんは今日の新聞に、不妊治療は現行の仕組みでは大部分が保険適用となっている。助成を受けるためにも規制があり、自己負担の重さが課題となっているという新聞報道もありました。また、保険適用制度を今後議論していくという考えもあります。

さきに言いましたように、国会でこの不妊治療、保険適用をもしするとなれば必ず2年

後になります。ということは、不妊治療者の皆さんはあと2年治療を続けなければならないような格好になると思います。その2年の間に治療に対する医療費、それが払い切れなくなると不妊治療をやめたり、先ほどのように助成のある地方に移転したりという方々が大変増えてくると思っております。先ほど言いましたように、年間47万人の方が不妊治療を受けている中で、今町長の答弁もお聞きしましたが、でき得るならば町でも協議していただいて、少しでも町独自の助成が得られるような形の中で取り組んでいただければというお願いなのですが、再度お伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 同じ答弁になってしまいますが、調査検討を続けるということでございます。

付け加えさせていただきますが、若いご夫婦に関しましては、子供を産みたいという、そういう要望というのは非常に強いものがございます。しかし、少子化問題ということに関しまして私の考え方をこの機会ですからお答えをさせていただきますが、現在の少子化問題というのは国策の失敗だと私は思っております。国の政策の失敗であります。このように子供の数が少なくなるというのは、平成3年の1.57ショック、いわゆる平成3年の合計特殊出生率が1.57、丙午の年よりも少なかったという結果、これは厚生労働省の社人研、国立社会保障・人口問題研究所が発表した数字でありまして、現在の少子化というのは、社人研と言われる組織が予想している少子化のトレンド、非常に精度の高い推計値でありまして、これとほぼ変わらない、むしろこれよりも低くなっているという状況であります。少子化問題というのは日本民族維持の問題でありますので、国がしっかりと進めなければならない問題だと思っております。

平成3年のあの1.57ショックからこれまで国は、少子化に関する様々な対応を進めてまいりました。担当する保健福祉課も少子化問題に関する計画を何回つくったことか分かりません。しかし、現在一向に効果が出ていないのであります。様々なところで少子化問題が取り上げられて、少子化に関わる政策がなされておりますが、一自治体では効果があっても、日本全体を見ても全く効果がないのであります。こういった少子化に関する取組というものは、不妊治療の問題も含めまして、私は民族維持のための社会資本の整備、ナショナルミニマムだと思っております。どことこの自治体が取組んで、どことこの自治体が取組まない、日本全国で差がある問題ではないと思っております。しっかりと全ての子供を産み育てる世代に等しくその機会を提供する、これが少子化問題の最大の国の役割だと思っております。

残念ながら、私は先ほど町の財政を考えるとなかなか難しい問題がある、慎重に進めていかなければならない、そのための調査をするというふうにお答えをいたしました。私どもの町のようにお金のない自治体では取り組むことができない。人口が多くて、財政も豊かなところは積極的に、この問題だけではなくていろいろな少子化対策に取り組んでいる。そこと私どもの町を同列にしてこの対策を進めてくれという希望は十分理解できますが、財布を考えたときにできるものとできないものがあるということをご理解をしていた

だきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） よく分かりました。でも、知っておいていただきたいのは、由仁町の中にも不妊治療を受けている患者さんがいるということだけは受け止めていただきたいと思います。今後も由仁町に何人いるか分からない不妊治療を受けている方のために私も少し勉強させていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は、今後の財政運営ということで町長に1点だけお伺いしたいと思います。

町の財政状況がよくないと言われて相当の期間が経過しております。一向によくなる兆しが見えない中で水道料金の見直しが実施されたところであり、ごみ袋料金など町民の負担が増える改定も予定されております。また、このたびの新型コロナウイルスが住民生活や企業に与えた影響は計り知れないほどの規模になるのではないかと考えております。この事態に対応するため、国の財政出動は東日本大震災以上になると言われております。町の歳入においてもコロナの影響で、ゴルフ場利用者や入湯客数の減に伴い各種税収の落ち込みも予想されております。国からの地方交付税の見通しが見えない中で、今後町財政の運営をどのように進めていくのか町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 今後の財政運営について、後藤議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、人々の健康をはじめ経済、金融、生活、労働、産業など様々な分野にわたり甚大な被害を及ぼしており、その影響は計り知れないものがあります。国ではその回復のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設など、総力を挙げて感染症対策、地方創生や地域経済活性化、大規模災害に対応するための防災減災対策など様々な政策課題に取り組んでいるところであります。しかしながら、その一方では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の下振れや税収の大幅な減少が懸念され、町税の減収や地方交付税など国から配分される予算の圧縮が想定される

など、歳入の5割近くを地方交付税に頼らなければならない当町にとりましては厳しい状況となるのが議員ご指摘のとおり予想され、さらに緊張感を持って町政運営に当たらなければならないところであります。財政運営に関するご質問にはいつも申し上げておりますが、当町では新たな行財政改革大綱は策定しておりません。しかし、行財政改革は終わったわけではなく、歳出削減と歳入確保を常に意識をして、今なお継続し、徹底した努力により3つの取組を柱とした財政健全化に取り組んでいるところであります。

順不同となりますが、1つ目は公共施設のあり方についてであります。平成29年3月に作成いたしました由仁町公共施設等総合管理計画に基づき、町の規模や住民ニーズを踏まえながら公共施設の休止や廃止、閉鎖、売却を慎重に進めているところであります。また、2つ目といたしましては職員及び各行政委員の定数削減であります。これまで町民の皆さんの意見を踏まえながら迅速に進めた結果、ほぼ計画どおり削減が完了しております。さらには、職員の採用を徹底的に減らし、また各行政委員や各種協議会委員の報酬、費用弁償の削減を進めたところであり、一部の委員におかれましてはこれら報酬や費用弁償の受け取りを辞退されるなど、町の財政状況に深くご理解をいただいているところでもあります。3つ目は、事務事業の廃止、先送りであります。歳出予算の経常経費、いわゆる毎年必ずかかる経費以外は徹底的に削減を図ってまいりましたが、その削減額をはるかに超えるような地方交付税をはじめとした歳入が大きく減少しているところであります。今後も含めて影響の予想はできませんが、議員ご指摘のとおり、ゴルフ場利用税や入湯税もこれに当たるものと考えております。

このまま何も手を尽くさなければ、将来的には財政調整基金も底をつき、単年度赤字が恒常的に発生することにもつながります。そのためにはただいま申し上げました行財政改革の継続と徹底した歳出削減は必要不可欠であります。議員もご承知のとおり、当町の高い経常収支比率でも表れているとおり、財政の状況はこれまでになく非常にスリム化しているところであります。今後も国に対して普通交付税をはじめとする経常一般財源の確保を要望するとともに、もう一步踏み込んだ行財政改革を進めるなど、町財政の健全化をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解とご協力をお願いをすることでございます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 町長の今の答弁なのですが、私も町長の今までやってきたいろんな削減の案とか、そういう実施された中身については理解しているつもりであります。ただ心配なのは、公共施設のあり方の見直しともう一つ、職員の定数削減を大体予定どおりやってきたという答弁だったと思います。事務事業の削減もやってきたと。そんな中で、今年のように決算がなぜよくなるのか。少しでも上向きになるような数字が見えてくれば、私どもとしてもよくやっているねと言わなければならない立場なのですが、これがなかなか見えてこないというのは何か問題があるのではないかなという気がしてなりません。町長の政策についてはよくやっているというふうに私自身は思っております。ですけれども、やればやるだけ成果が上がってこなかったらただやっただけという

ことになって、職員の定数も相当人数を減らして、仕事量が増えて大変だという声も職員の中からちらほら聞こえている中で、これ以上まだやるのかという話も考えなければならぬのかなと思いつつ、これ以上減らしても町民サービスが一段と低下するのではないかなというふうに考えて、この辺の問題があるので今回の一般質問の結果になったので、できましたらマイナスのイメージではなくて少しでもプラスになるような、そういう答えが出てこないのかなというふうに思っておりましたので、町長、その辺の決意を含めてもう一回答弁をお願いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 決意を含めての答えということでございますが、一朝一夕になかなか進まないのが私にとりまして大きな課題でございます。様々な弊害を今議員のほうからもご指摘をいただいたところでございます。あまりいい話を聞かないというような、恐らく町民の方からもそのようなご指摘をいただいているのではないかなと、そう考えているところでございます。何分ここまでの行財政改革を進めても、それを超える以上の歳出が伴っている。それは目に見える政策としてではなく、経常収支比率が問題だと言っておりましたが、公共施設の維持管理、補修だけでも物すごい費用が今かかっている状況でございます。当町の財政運営がこのような状況になった原因の1つであります。短期間での公共施設の建設で、修繕を必要とする時期が一度にやってきたというのが今の喫緊の課題でございます。

今後におきましては、財政運営というのは入りを量りて出るを制す、これが基本でございます。必要な歳入を確保できない場合には、町民の皆さんには大変申し訳ないのでありますが、住民サービスや私どもの町で独自に実施している事務事業、投資的な事業などについてもさらにメスを入れる対象としなければならないと考えているところでございます。予算の削減だけではなく、削減の中でもできるだけ財源を確保し、町民にとって本当に必要な事業に対して重点的に財源を投入することも一方では必要なことかもしれませんが、現状におきましては改革の手を緩めず一步一步前進する。私たちも、由仁町で暮らす子供たちのためにも、多額な借金や老朽化した施設しか残さない、負の遺産しか残すことができない、そのようなことのないように最善の手を尽くしていきたいと考えているところでございます。

1点だけ付け加えさせていただきますが、先ほど来公共施設の廃止ということをお答えをさせていただきましたが、今この公共施設の廃止、中止、売却がなかなか進まない状況になっております。1点は、売却処分をしようとしてもなかなか買手がつかないという問題がございます。もう一点は、これら売却しようとしている公共施設には全て補助金が投入されております。補助金の適化法の規定に基づきまして、施設を売却する場合、購入者がその施設を建設の目的以外に流用したときには補助金の返還という、非常に多額な返済を迫られるという問題を抱えております。町といたしましてはできれば同じ用途に活用する、そういった事業者を購入をしていただきたいのですが、これは公共サービスと民間事業者との差でありますので、なかなか買手がつかない、売ることができないという、そう

いった大きな問題も抱えておりますことを1点だけ付け加えさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 今の町財政のことだとか町のいろいろな運営のやり方というようなものを自分なりに検討したのですけれども、うちの町は最終的に町民サービスが多過ぎるのではないのかなと。先ほど町長は別の答弁の中で身の丈に合った事業をするのだという答弁があったのですけれども、それは当たり前のことではないかなと。水道料金にしても、これだけの赤字を背負ってだんだん、だんだん赤字が増えていく中で今回4月、水道料金このままいったら危ないぞというふうな仲間内の議員とかいろんな方の話の中で、水道料金を安くするという事は、つくる施設、管を入れる施設を引いた分は住民サービスです。ごみの袋回りも今回長沼の町でいろいろ検討させていただきました。これについても実際にかかる料金とごみを出す人の差があまりにも大き過ぎるから、その分が言ってみたら由仁町なり長沼町なり南幌町なりの住民の負担となって全部かぶさってくるのだと。町は民間の会社ではないですから住民サービスは必要だと思うのですけれども、その辺のあり方についてはまだまだ検討する必要があるのかなというふうに考えておまして、町長もせっかく町長になって2期目で、まだまだこれから頑張れると思うので、その辺も踏まえた中で住民の方をお願いなりなんなりする方向に進んでもらえればなというふうに考えております。

これにて私の質問は終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 新型コロナウイルスの感染症対応に伴う小中学校休業後の教育について教育長にお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、小中学校では2月27日から5月31日まで臨時休業や分散登校を実施した影響により、学校における年間授業計画の見直しを行ったところであります。短い夏休みも終わり、学校活動も再開されましたが、次の2点についてお伺いします。

1、長期休業明けの生徒のストレスについて、2、外出自粛や休業後の児童生徒の運動機能低下について、当町はどのような状況なのか教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の児童生徒のストレスについてであります。当町においても今年2月末から5月末まで一部通常登校や分散登校を実施した期間も含め約3か月にわたり学校休業を行ってまいりましたことから、休業期間中は自由に外出ができず、友達とも会えないだとか学校に行けないこと、また学校再開後においてはマスク着用、手洗い、3密回避の励行など生活様式の変化により、心理的なストレスを抱える児童生徒も見受けられたところでご

ございます。このようなストレスは、児童生徒の言動や行動から確認できるもののほか、保護者からの家庭内での出来事に関する相談として表れており、小中学校では児童生徒の心のケアへの対応策として、子供たちの話を十分聞くことと保護者との情報共有に重点を置きながら対応してきたところでございます。

2点目の児童生徒の運動機能低下についてであります。学校の再開当初、小学校では体育の授業等において運動不足による疲れやすさや集中力不足などが見受けられたところでございます。小中学校では、休業が長期に及んだことから児童生徒が運動不足になっていると想定し、体育の授業においては徐々に負荷をかけるようにするなどの配慮や、中学校における部活動の時間短縮などの対策を行ってきたところでございます。現在においては通常の授業内容としておりますが、教育委員会といたしましては、今後においては再度流行するなどの状況に応じまして、学校側と連携を密にしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） いろいろ対応がうかがえますが、文科省によりますと今年夏休みを短縮した学校は小学校で9.5%、中学校で9.4%とのことでございます。また、民間のデータなのですが、ストレスについては、だるいが昨年夏休み明け2,156名に対し今年、緊急事態宣言後なのですが、4,302名と2倍になっております。また、疲れに関しては、昨年夏休み明け2,330名で、同じく今年緊急事態宣言後8,855名と3.8倍に急増しているとのデータもあります。生徒の心に不安がある場合、自主欠席や選択登校を検討する自治体もありますけれども、自主欠席や選択登校について当町はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 再質問にお答えをいたします。

自主欠席だとか選択登校という用語自体の定義はないのでございますが、各自治体でそういうネーミングをしているということで、法律用語でも文部科学省が言っている言葉でもないのですが、要は6月上旬に発せられた文部科学省の通知、コロナに感染するかもしれない不安がある場合は、やみくもに欠席扱いとしないで出席扱いとしてもいいですよ、要するに忌引だとか何かと同じような取扱いをしても構わないよと。義務教育ではあまり関係ないのですが、特に中学校3年生なんかは高校受験がございまして、内申で欠席数が多いと入試に影響する場合がございますので、そういう取扱いをしても構わないということで、ストレスではなく、コロナに感染するかもしれないという不安がある場合はそういう扱いをしてもいいというような通知がござっております。

当時は6月上旬という感染が結構あった時期でしたのでそういう扱いもあったと思いますが、現在においては落ち着いた状況、感染が拡大しているとは言えないような状況になってきておりますので、子供たちにとってみれば、学校というのはそもそも教師との

対面指導と子供たちの関わり合いの中で豊かな人間性を育む場、健康や体力を育み、そして確かな学力をつけていく、要は生きる力を学ぶということで、学校に登校していただき生きる力を身につけていただくという観点から、今のような状況においては自主欠席だとか選択登校というようなことは考えづらいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 今教育長の答弁にもありましたように、自主欠席は大阪だとか、選択登校は福岡だとか、大都市が行っているようなところでございます。

最後に質問したいと思いますけれども、子供たちは、教育長の答弁にもありましたように、自分のストレスを自発的に解消することがなかなかできない。話を聞くこと、愚痴をこぼさせてあげる雰囲気をつくるのが大事だと話している大学の教授なんかもあります。子供も先生も見えない疲労が重なって大変ではございますけれども、コロナに対応していかなければいけない、全員で協力してやっていかなければいけないと思われまますが、このことについて教育長はどのように思われているか聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、いろんな不安とかストレスとかあると思うのですが、授業中というか、学校に登校中に担任の先生がストレスを持っているなという反応の中には、甘えだとか、急に怒り出すだとか、身体的には腹痛になるだとか、頭痛がするだとか、そういうようなこともあるというふうに聞いております。そういうことがあって、家庭からもそういう情報があるのであれば、担任と養護教諭がおりますので、連携の上でその児童のケアに当たる。場合によっては、スクールカウンセラーというのもございますので、連絡して心のケアに当たっていただくというような対応を取っていきいたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 一日も早く平常な生活が戻ることを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 令和元年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和元年度由仁町水道事業会計決算の認定については、会議規則第3

7条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定をいたしました。

日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました認定第1号 令和元年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度由仁町水道事業会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補足説明があれば発言を願います。

○代表監査委員(吉田弘幸君) 特にありません。

○議長(熊林和男君) 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号及び認定第2号の取扱いについては、決算審査特別委員

会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く8名とし、これに付託することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、8名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(河合高弘君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号及び認定第2号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町立診療所及び介護老人保健施設の新たな管理職員として、事務長を補佐し、所属職員を指揮監督する事務次長の職を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、町立診療所、町介護老人保健施設の事務をより円滑に進めることを目的として、現在管理職員として位置づけております事務長と参事、主幹のほかに、事務長を補佐し、所属職員を指揮監督する、いわゆる課長補佐的な位置づけとなります事務次長の職を新たに設置することになりました。このため、事務次長の職に対する給料表への位置づけが必要になりますので、給料表に定める職務の級の基準となります等級別基準職務に事務次長を定めるため、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右側が現行の条例、左側が改正案となっております。別表第3（イ）、行政職給料表（一）、等級別基準職務表の改正で、職務の級5級の項、職務の名称の欄7、町立診療所または町介護老人保健施設の職務に「事務次長及び」を加え、「事務長及び参事並びに事務次長及び主幹の職務」に改めようとするものであります。これによりまして、新たに設置する事務次長の職は管理職員の職務の級であります5級に位置づけようとするものであります。

附則であります。この条例は、令和2年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第2号 由仁町文化スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町文化スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、教育分野において幅広い基金の活用を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 教育課長

○教育課長(泉 陵平君) 議案第2号 由仁町文化スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、これまでの基金の設置目的であります文化スポーツに子供たちの教育環境整備を加えることによりまして、幅広く教育分野において基金の活用を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料、由仁町文化スポーツ振興基金条例

の一部を改正する条例案新旧対照表を御覧ください。右側が現行の条例、左側が改正案でございます。まず、条例の題名であります「由仁町文化スポーツ振興基金条例」を「由仁町教育文化スポーツ振興基金条例」と改正するものであります。

第1条は設置の目的であります。文言中の「町民の」を「町の将来を担う子供たちの教育環境の整備並びに町民の」と改正し、また文言の整理といたしまして「体育」を「スポーツ」に、また「文化スポーツ振興基金」を「由仁町教育文化スポーツ振興基金」に改正しようとするものであります。

附則であります。この条例の施行期日は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

（「議長」の声あり）

○議長（熊林和男君） はい、町長

○町長（松村 諭君） ただいま教育課長のほうから説明をさせていただきましたが、皆様のお手元に配付をさせていただきました議案第2号資料に誤りがありましたので、後ほど新たに配付しますので、差し替えのほうよろしく願いをいたします。条ずれを起こしているというのが誤りでございます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町文化スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本年6月10日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの子ども・子育て支援法の一部改正により、地域型保育事業の広域利用の場合の事業所所在市町村以外の市町村長の確認が不要とされたところであります。この改正により、本条例において子ども・子育て支援法を引用している規定に項ずれが生じることとなったことから、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第3号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第2条は定義で、第23号で特定地域型保育事業について定義を規定しているところでありますが、このたびの法改正におきまして法第43条第2項が

削除されましたことから、1項を繰り上げ、「第43条第3項」を「第43条第2項」に改めるものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、緊急通報装置機器の更新に併せて利用者負担金の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例第2条第3号アに規定しております緊急通報装置設置事業についてであります。現在の緊急通報装置の機器の取扱いにつきましては、町において機器を購入し、利用者宅に端末機を設置、センター装置を南空知消防組合由仁支署に設置し、通報があった際は消防職員が対応に当たっているところであります。このたび消防由仁支署に設置しておりますセンター装置の保守期限が満了し、今後不具合が生じた場合の修繕対応が不確実になることから機器の更新を行うこととしたところであり、更新に当たりましては、緊急時対応の仕組みや更新費用等を勘案し、民間警備会社へ業務委託をする仕組みに改めることとしたところであります。本事業に係る利用者負担についてであります。これまで本事業利用開始の際の端末機の設置費用について利用者の方に一部負担をいただいているところであります。このたびの更新に伴いその設置費用に変更が生じることから、利用者負担の算定方法の見直しを行い、関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第4号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。利用者負担については第4条に規定しているところであり、その内容については別表に規定しているところであります。別表であります。現行では新規取付費用の1割の額としているところであります。改正案で町長が別途締結する契約に定める設置費用の額の全額に改めようとするものであります。具体的な金額につきましては、現行では新規取付費用といたしまして税別2万1,600円、この1割の額2,160円を利用者の方に負担していただいているところであります。今回の更新に当たりましては、警備会社との委託契約におきまして設置費用の額を税別3,000円とすることとしており、その全額を利用者の方に負担していただくこととしようとするものであります。なお、町の負担につきましては、9月14日に入札を行い、1件当たり月額税別2,100円の委託料を委託先警備会社に支払うこととしているところであります。

附則であります。この条例は、令和2年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○8番（佐藤英司君） 今の話だと、利用者には3,000円をいただくよと。そして、警備会社に2,100円を払うよと。その差額の意図というか、契約ではどういうふうにするのですか。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 今回の緊急通報装置につきましては、警備会社の警備サービスを利用するという形に変えるものであります。現在までの形態につきましては、機

器、装置を町が購入し、その装置を利用者宅あるいは消防支署に設置をするということで、経常的に毎月利用料がかかるというものではございません。今回の緊急通報装置につきましては、警備会社に委託をするという形になりますので、月額警備会社への警備委託料、これが町の負担ということで毎月1件当たり2,100円を町がお支払いすると。利用者負担として利用者の方にご負担いただくものにつきましては、装置の設置費用ということですので、最初に設置するときにかかる費用ということで利用者負担を求めると。町のほうは、緊急通報サービスを利用する、委託をするということでの委託料の支払いということになってまいります。

以上です。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第5号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス対応地方創生第2次由仁町実施計画事業やGIGAスクールシステム関連事業に係る費用の計上、ふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額などで、歳入では国庫支出金や地方交付税の増額、繰越金の計上及び財政調整基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第6号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では財政調整基金積立金の増額などで、歳入では繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(中島 哲君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

- 議長(熊林和男君) 日程第14、議案第7号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第7号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の増額及び令和元年度の介護給付費、地域支援事業に係る返還金の計上などで、歳入では繰越金の計上及び介護給付費準備基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 保健福祉課長
○保健福祉課長(中道康彦君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。

議案第7号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第8号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び医療従事者等に対する慰労金給付に係る費用の計上などで、歳入ではこれらの財源となる道支出金の計上及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番(浮田孝雄君) 歳出の総務費、18節、これをもうちょっと詳しく教えていただきたいのですが、先ほど言われた78名というのは延べ人数ですか。まずそこからお願いしたい。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○診療所事務長(安達 智君) こちらは3階の職員を部分を除いた延べ人数です。

○議長(熊林和男君) 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 老健のほうも後ほど同じ問題が出てきています。それで、お伺いしたいのは、出口の分からない感染症に対して、1月から6月まで激務であると、そういう解釈の下で慰労金をと。これは今後どんななっていくのですか。6か月、6か月で切っていくのですか。出口が見えない間ずっと続いていくのですね。その確認をしたいのです。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） まず、人数ですが、総数です。対象となる方の総数。実ではなくて総数になります。すみません。

（「総数」の声あり）

○診療所事務長（安達 智君） はい。

それとあと、この給付金ですけれども、今後どうなるかは分かりません。今回示されたのはこの金額で、今後どうなるかというところは今のところは分からないという状態です。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 分からないのを補正予算を組んだのですか。先ほど言われた78名については、延べ人数ではなくて実数と。これはお医者さんから始まって看護師さん、その78名ということですか。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） 看護師、医師、出張医、それと給食関係に従事している……

（「給食」の声あり）

○診療所事務長（安達 智君） はい。厨房で業務している方、それと清掃関係の方も含まれます。それで全体で78名になります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 理解ができないのですけれども、ということは先ほど言われた1人20万円の慰労金、この20万円の決め方というのはどういうことなのですか。それと、

もう一つついでに聞きたいのは、診療所における疑似コロナ感染者、この件数というのは何件あるのですか。1月から6月まで。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） まず、この慰労金ですけれども、町単独の事業ではなく、国のほうの新型コロナウイルス感染症に対する、先ほど若干歳入でも説明しました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の中の事業として示された給付額で給付をするものであり、こちらでこの額を決めたものではありません。あくまでも補助要綱にのっとり、診療所で勤務される方を対象として一定の金額が示されていますので、その額で申請をして給付をしていくというものであります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「答弁漏れないかい」の声あり）

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） 疑似感染者につきましては、実際PCRを検査している患者につきましては、2月の下旬から開始しまして5名です。PCRで検体をやった者がおおむね5名となっています。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 答弁は要りません。私たちが報道、それからテレビ等で見ている限り、この慰労金問題については都市部の病院を潰すまでの対策事業です。それで20万、これは分かる。自ら犠牲になりながらやっている。お医者さんもそうだ。ところが、今お話しされた5件しかない。2月以降。内地の感覚とは全然違う。ところが、支払う金額は一緒で、業務内容は完全に内地の業務とは違う。同じ感染症対策ですよ。そこはもうち

よっと厳しく見てくれないと私は駄目だと思う。

以上。

○議長（熊林和男君） 後で詳しく説明に担当者を行かせたいと思います。私が言うと言弊があるので。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第9号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び介護施設職員等に対する慰労金給付に係る費用の計上などで、歳入ではこれらの財源である道支出金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第10号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について、提

案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、組合の事務所を移転するに当たり、規約の変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第10号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、当町が構成団体となっている道央廃棄物処理組合の事務所の移転に伴うもので、現在組合事務所は市街地から離れた千歳市環境センター内に設置されておりますが、組合の焼却施設建設工事開始に伴い、住民に対する窓口対応及び工事関係機関との連絡調整を円滑に進めるため、千歳市役所庁舎内に移転しようとするものであります。移転するに当たりまして規約の変更が必要となりますが、規約の変更には構成団体の協議が必要であることから、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

改正は新旧対照表で説明しますので、議案第10号資料を御覧ください。右欄が現行の規約、左欄が改正案であります。改正は、組合所在地が規定されております第4条で、所在地を「千歳市美々758番地の54」から「千歳市東雲町2丁目34番地6」に改めるものであります。

附則といたしまして、改正規約は、北海道知事への届出の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号ないし日程第20 議案第13号

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

日程第18、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について及び日程第19、議案第12号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について並びに日程第20、議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

議案第11号、議案第12号、議案第13号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第12号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、組合を組織する団体の一部が脱退したことに伴い、関係組合の規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(野島 健君) それでは、一括上程されました3つの組合の規約の変更につきまして内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、全て構成団体の一部脱退によるものであります。全ての組合におきましては、本年3月31日付で解散しました山越郡衛生処理組合、本年9月30日付で解散いたします奈井江、浦臼町学校給食組合の2組合が脱退し、北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合ではこれに加えて、昨年7月31日付で解散しました札幌広域圏組合が脱退するものであります。

改正部分の説明は新旧対照表で行いますので、初めに議案第11号資料を御覧ください。

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更であります。右側が現行の規約、左側が改正案となっております。別表第2号の改正で、渡島管内の項、一部事務組合及び広域連合の欄から山越郡衛生処理組合が削除されております。続きまして、空知管内の項では奈井江、浦臼町学校給食組合が削除されております。

附則であります。改正規約は、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第12号資料を御覧ください。北海道市町村総合事務組合理約の変更であります。別表第1の組合を組織する地方公共団体であります。左欄の改正案では石狩振興局管内の項、市町村・一部事務組合及び広域連合の欄から札幌広域圏組合が削除されまして、括弧内の構成団体数が1減の11となっております。同様に渡島総合振興局の項では山越郡衛生処理組合が削除されまして、構成団体数が16から15に、空知総合振興局の項では奈井江、浦臼町学校給食組合が削除されまして、構成団体数が32から31に変更となっております。

続きまして、別表2であります。共同処理する事務9、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事項の項、共同処理する団体欄におきまして札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の3団体が削除されております。

附則であります。改正規約は、北海道知事の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第13号資料を御覧ください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更であります。別表第1から山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合の3団体を削除するものであります。

附則であります。改正規約は、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長(熊林和男君) 日程第21、議案第14号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第14号 公平委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在公平委員会の委員であります金山徳哉氏が任期満了により本年9月27日をもって退任されることとなりました。その後任として、由仁町中央に在住の大坂直人氏を選任しようとするものであります。大坂氏は、人格が高潔であり、また人事行政に関しての識見と公平性を有しており、公平委員会委員として適任であると考えておりますので、新たに選任したくご提案した次第であります。なお、大坂氏の任期につきましては、本年9月28日から令和6年9月27日までの4年間です。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第14号 公平委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第22 議案第15号

○議長（熊林和男君） 日程第22、議案第15号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第15号 教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在教育委員会の委員として教育行政の振興充実のため活躍をいただいております東寿子氏が任期満了により本年9月30日をもって退任されることとなりました。その後任として、由仁町東栄に在住の河端美津恵氏を任命しようとするものであります。河端氏は、人格が高潔であり、また教育に関して豊かな識見と熱意を有しており、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、新たに任命したくご提案した次第であります。なお、河端氏の任期につきましては、本年10月1日から令和6年9月30日までの4年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第15号 教育委員会委員の任命については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員であります。
よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第23 選挙第1号

○議長(熊林和男君) 日程第23、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長

○事務局長(河合高弘君) 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

選挙管理委員会委員及び同補充員は、令和2年9月29日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条の規定により選挙管理委員会委員及び同補充員各4名を選挙する。

令和2年9月17日提出。由仁町議会議長、熊林和男。

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。
この選挙第1号につきましては、どのような選挙の方法がよろしいか、ご意見を伺います。

大島君

○1番(大島敏弘君) 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましては、選考委員会を構成し、さらにその構成は副議長、議会運営委員長、各常任委員長の4名で構成し、休憩中に選出することとしてはいかがでしょうか。

○議長(熊林和男君) ただいま大島君から、選考委員会を構成し、選出してはどうか、さらにその構成については副議長と議会運営委員長及び各常任委員長の4名で構成し、休憩中に選出してはとの意見が出されましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

局長

○事務局長(河合高弘君) 発表いたします。

4名の選考委員の指名については、後藤副議長、早坂議会運営委員長、羽賀総務文教常任委員長、大竹産業厚生常任委員長、以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名を選考委員とすることに決定をいたしました。

休憩いたしますので、直ちに選考委員会を開催の上、選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名、計8名の選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時08分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

選挙第1号につきましては、選考委員会の選考が終了しております。その結果について選考委員長の報告を求めます。

選考委員長

○9番（後藤篤人君） 選考委員の互選で委員長となりました私から選考結果を報告いたします。

まず、選挙管理委員会委員につきましては、滝口正男さん、次に田中雄望さん、次に中田義明さん、次に谷口和美さん、以上4名であります。

次に、選挙管理委員会委員の補充員につきましては、順位第1位で山根博樹さん、第2位で高橋俊之さん、第3位で作田茂与さん、第4位で野島浩史さん、以上の4名でありますので、報告させていただきます。

○議長（熊林和男君） 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましては、ただいまの選考委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は選考委員長の報告のとおり決定をいたしました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月18日から9月24日まで休会とし、9月25日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡いたします。

9月25日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時12分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

7 番議員 大 竹 登

8 番議員 佐 藤 英 司